

# 一般社団法人 ジャパンラグビーリーグワン

## 専門委員会規程

### 第1条〔趣旨〕

本規程は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン(以下「JRLO」という) 規約第7条に基づき、専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

### 第2条〔目的〕

専門委員会は、規約第9条に定める JRLO の執行組織を専門的知見等に基づき補助するために設置され、当該執行組織の指揮により、その立案から遂行までを担当する。

### 第3条〔組織・運営〕

- (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。
- (2) 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。
- (3) 各専門委員会の委員長は、執行組織から委嘱事項について報告、説明または調査を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 各専門委員会の委員長が何らかの事由によりその任に当たれない場合は、委員長が予め指定した者が、その職務を代行する。

### 第4条〔委員の登録〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員は以下の各号に定める事項を、JRLO に提出する。
  - ① 氏名および住所(連絡先)
  - ② 職業および勤務先
  - ③ その他の必要事項
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合には、遅滞なく JRLO に届け出なければならない。

### 第5条〔選任〕

- (1) 各専門委員会の委員長は、理事会が選任し、各専門委員会への個別の委嘱事項は専務理事が決定する。
- (2) 各専門委員会の委員は、委員長がその活動に必要と認める者を候補者として理事会に諮り、理事会の承認の下、選任される。
- (3) 各専門委員会の委員長および委員の任期は原則1年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 各専門委員会の委員長および委員は、再任を妨げない。

### 第6条〔所管事項〕

各専門委員会は、別表に定められた所管事項について、それぞれ具体的な活動方針を定め、理事会の承認を得なければならない。

### 第7条〔職務〕

- (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
  - ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査等
  - ② その他委嘱者から特に指示された事項
- (2) JRLO に設置される他の専門委員会の所管事項と関連する事項については、専務理事がこれを調整する。

### 第8条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

第9条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第10条〔細則〕

各専門委員会は、必要に応じて、当該委員会の運営に関する規則および業務に関する細則を定めることができる。

第11条〔改正〕

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

第12条〔施行〕

本規程は、2022年2月9日より施行する。

〔改正〕

2022年4月13日

2023年11月7日

[別表]専門委員会の所管事項

専門委員会の名称	所管事項
1.インテグリティ委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 JRLO のインテグリティに関する方針、体制、関連規程等に関する事項</li> <li>2 JRLO のインテグリティに係る啓発および教育研修</li> <li>3 JRLO 規約第 22 条第6項に基づいて JRLO に報告された事案および規律委員会が行った懲罰に係る情報収集および分析</li> <li>4 JRLO におけるインテグリティに反する行為事案に係る再発防止策の策定と実施</li> <li>5 その他ラグビー憲章、インテグリティの推進に関する必要な事項</li> </ol>
2. 表彰選考委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表彰規程に定められる各賞の詳細な選考基準および最終的な受賞者決定(PLAYER OF THE MATCH は除く)</li> </ol>